

稲沢緑風館高等学校 生徒心得

1 学習について

(1) 授業規律について

- ①学習用具（教科書、ノート、筆記用具等）は授業開始前に用意しましょう。
- ②教室移動や農場への移動時には、時間に余裕をもって移動しましょう。
- ③教室は整理整頓に努め、日直当番は次の授業までに黒板を消しましょう。
- ④授業中は他人に迷惑をかけないように静粛にし、関係ない物は机に出さないようにしましょう。

(2) 日課表について

普通科の生徒については、毎週水曜日7限を行います。

朝学習	8 : 3 5 ~ 8 : 4 5
ST (朝)	8 : 4 5 ~ 8 : 5 5
第1限	9 : 0 0 ~ 9 : 5 0
第2限	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 5 0
第3限	1 1 : 0 0 ~ 1 1 : 5 0
第4限	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 5 0
昼放課	1 2 : 5 0 ~ 1 3 : 3 0
第5限	1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 2 0
第6限	1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 2 0
清掃	1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 3 5
ST (終礼)	1 5 : 3 5 ~ 1 5 : 4 5

第7限	1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 2 0
ST (終礼)	1 6 : 2 0 ~ 1 6 : 3 0

(3) 学習の評価について

- ①定期考査を年5回実施します。考査1週間前に時間割を発表します。

1学期	中間考査（5月中旬）	期末考査（6月下旬）
2学期	中間考査（10月中旬）	期末考査（11月下旬）
3学期	学年末考査（2月下旬） ※3年生は1月下旬	

- ②学習成績の評価は定期考査の成績や授業で行う小テスト、毎時間の授業態度、製作品、課題の提出物等を合わせた総合的な評価で行います。

2 学校生活について

(1) 登下校について

①遅刻について

始業時間（８時３５分）に教室にいないと遅刻になります。遅くても８時３０分には教室に入り、時間に余裕を持った行動ができるように心がけること。

遅刻をした場合は、入室許可証と遅刻カードを記入し、当該時限の教科担任に提出して下さい。遅刻した生徒に対しては、遅刻回数に応じて早朝登校等の指導があります。

②早退について

早退する場合は、早退許可証を記入し、当該時限の教科担任と担任の先生に提出して下さい。

③最終下校時刻について

原則夏季（４月１日～１０月３１日）は１８時３０分、冬季（１１月１日～３月３１日）は１８時００分です。

(2) 身だしなみについて

①髪型について

自然な状態で整えられており、清潔感のある髪型であること。染色やパーマなどの加工、極端なツープロック、不自然奇抜な髪型等はしないこと。

②制服について

制服は本校指定の制服を正しく着用すること。勝手な修正や加工はしないこと。

③防寒具について

防寒具は、ブレザーの上に着用することとし、登下校時以外は着用しないこと。期間は、

原則 1 1 月～3 月まで認めています。

④その他

ピアス、ネックレス、指輪、カラーコンタクトなどの装飾品を身に着けてこないこと。

また、化粧やマニキュアはしてこないこと。上記に違反した場合は回数に応じた指導を行います。

(3) 交通安全について

①自転車について

一般的な自転車を使用し、常に整備された状態にしておくこと。ヘルメットの着用は努力義務であり、生徒の命を守るために本校では着用を推進しています。

②運転免許取得について

四ない運動（自動車・バイクの運転免許をとらない・乗らない・買わない・乗せてもらわない）を守ること。運転免許取得の必要がある場合は、原則 3 年生の 1 1 月より、全体説明会後に免許（普通自動車のみ）の取得が可能です。

③特別指導について

法律違反や保護者・教師・仲間が迷惑を被っている行為については、審議の上、特別指導として指導します。具体的には下記の行為になります。

ア 教員への指導拒否、暴言

イ 暴力・器物破損

ウ 窃盗・万引き

エ 四ない運動違反

オ 不正行為

カ 喫煙・同席・所持

キ 飲酒・同席

ク 無断外泊・深夜徘徊

ケ 怠学

コ 嫌がらせ

サ 情報機器（スマホ・SNS 等）による脅迫・暴言・無断撮影・無断掲載等

シ その他（法律に反する行為、著しい校則違反等）

（４）アルバイトについて

原則認めていません。ただし、やむを得ない事情により必要がある場合は、保護者同意のもと学校の許可を得ること。また、下記の期間のアルバイトは認めていません。

ア １年生の９月まで

イ 成績不振科目が出た場合。

ウ 考査前週間と考査期間

（５）情報モラルについて

不適切な SNS 投稿（個人情報の流出や人権の侵害、無断撮影等）や情報機器の不適切な使用を行った場合は、審議の上、特別指導として指導します。

３ 校則の改定について

校則の改定方法については以下のとおりである。改定したいと思う校則がある場合は、各クラス代議員へ代議委員会にて変更を申し立てるよう依頼する。

【方法】

- ① 生徒については各クラスの代議員会にて年２回、保護者については P T A 常任委員会に現校則を確認し、改定について意見があれば、集約する。
- ② 生徒会執行部で議論し、改定を検討すべきものは改定案を作成。
- ③ 生徒指導部で検討し、職員会議を通して改定する。